

# 雇用保険法施行令の一部を改正する 政令案要綱



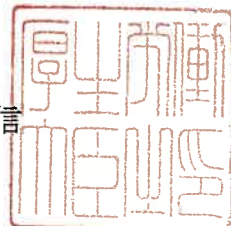
厚生労働省発職 0612 第 5 号

令和 2 年 6 月 1 2 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 雇用保険法施行令の一部改正

一 雇用保険法附則第十四条の二第二項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、令和二年度及び令和三年度の各年度において、次に掲げる事業の区分に応じて次に定める額を合計した額とするにとすること。

1 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律第四条に規定する事業 当該年度において中小事業主が休業させた者に支給された新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（以下「休業支援金」という。）について、当該休業支援金を受けた者ごとに当該休業支援金の一日当たりの支給の額から基準額（雇用保険法第十七条第四項第二号ロに定める額（その額が同法第十八条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に当該支給の対象となった日数を乗じて得た額を合算した額

2 1の事業を実施する期間において実施する雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業 当該

年度において中小事業主が受けた当該事業による助成（休業に係る助成その他の厚生労働省令で定める助成であつて、休業支援金の対象となる期間に係るものに限る。）について、当該助成を受けた中小事業主ごとに当該助成の額の算定の基礎となつた被保険者一人一日当たりの助成の額から基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に当該助成の対象となつた日数を乗じて得た額を合算した額

3 1の事業を実施する期間において実施する雇用保険法第六十二条第一項第六号に掲げる事業（同法附則第十四条の二第二項に規定するものに限る。） 当該年度において中小事業主が受けた当該事業による助成（休業支援金の対象となる期間に係るものに限る。）について、当該助成を受けた中小事業主ごとに当該助成の額の算定の基礎となつた被保険者各人の一日当たりの助成の額から基準額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に当該被保険者に係る助成の対象となつた日数を乗じて得た額を合計した額を合算した額

二 一の中小事業主とは、その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事

業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいうものとする  
こと。

三 一及び二に定めるもののほか、雇用保険法附則第十四条の二第二項の規定により国庫が負担する額の算定方法について必要な事項は、厚生労働省令で定めるものとする  
こと。

四 その他所要の規定の整備を行う  
こと。

## 第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行  
すること。